

農地整備事業 蛇沼向地区、敷玉西部地区権利者会議を開催しました

権利者会議とは・・・

農地整備事業により農地の区画形状を変更したことに伴い、従前の土地所有者が工事後のどの土地に登記されるかを定めた「換地計画書」を決定するための会議です。関係権利者の3分の2以上の出席で会議は成立し、出席者の3分の2以上の賛成により可決されます。

新型コロナウイルス対策として両地区ともに来賓の自粛、大多数の議決を書面議決で行うことで会議当日の出席者を減らして開催しました。

〈 蛇沼向地区 〉

令和3年1月22日金曜日、美里東部土地改良区にて、「農地整備事業 蛇沼向地区権利者会議」を開催しました。
農地整備事業 蛇沼向地区は、美里町の南東部に位置し、西側に一級河川鞍坪川、東側に二級河川定川と東松島市の丘陵地に囲まれた水田地帯です。

当日は、当事務所の富田所長挨拶（大内部長代読）に始まり、次いで美里東部土地改良区齋藤理事長より挨拶をいただきました。

その後、前三郷集落 木村様の議長のもと議事進行がなされ、権利者数の3分の2を上回る書面議決398名と当日の出席者3名（議長を除く）の401名の賛成多数により換地計画案は可決されました。

最後に換地委員長の千葉様より閉会の挨拶をいただきました。

〈 敷玉西部地区 〉

令和3年2月25日木曜日、大崎土地改良区にて、「農地整備事業 敷玉西部地区権利者会議」を開催しました。
農地整備事業 敷玉西部地区は、大崎市古川に位置する水田地帯です。地区の南側を一級河川「鳴瀬川」及び一級河川「多田川」が、東側を一級河川「新江合川」が流下し、地区の西方を東北新幹線が南北に縦断しています。

当日は、当事務所の富田所長挨拶に始まり、次いで大崎土地改良区菅原理事長より挨拶をいただきました。

その後、師山集落 青沼様の議長のもと議事進行がなされ、権利者数の3分の2を上回る書面議決248名と当日の出席者7名（議長を除く）の255名の賛成多数により換地計画案は可決されました。

最後に換地委員長の渡邊様より閉会の挨拶をいただきました。



◀ 齋藤理事長



◀ 菅原理事長

小牛田農林高等学校の生徒を対象に 農業農村整備事業学習会を開催しました

令和3年1月20日水曜日、小牛田農林高等学校農業技術科農業土木コースの1年生38名を対象に農業農村整備事業学習会を開催しました。

今年は、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を考慮し、内容を絞り短時間での開催となりました。

内容としては、世界農業遺産「大崎耕土」について大崎市産業経済部世界農業遺産推進課の車田係長による講演を実施しました。

「世界農業遺産とは」、「世界農業遺産『大崎耕土』の認定の5つの要素」、「アクションプランの推進について」が主な内容となりました。

今回の学習会が学校での学習や地域の将来について考えるための一助となれば幸いです。



▲学習会の様子

農地整備事業 蕪栗沼地区でふゆみずたんぼを実施しました

ラムサール条約に登録され、日本有数の渡り鳥の飛来地である大崎市田尻の蕪栗沼の南側に位置する農地整備事業 蕪栗沼地区では現在、ほ場整備事業を実施しています。

この貴重な自然環境への配慮として農地整備事業 蕪栗沼地区で非かんがい期中である12月～3月に田んぼへ水を張る、ふゆみずたんぼ（冬期湛水）を実施しました。

この時期に田んぼに水を張ることで渡り鳥のねぐらとなるほか、地中の微生物も活性化し、渡り鳥の糞や稲わら等の分解が進み、作物の肥料となります。

また、ふゆみずたんぼにより渡り鳥のねぐらが分散・拡大し、密集を緩和することで、蕪栗沼の水質汚濁の防止や渡り鳥の伝染病対策の効果も期待されています。



▲飛来したマガンとハクチョウ

◀蕪栗沼地区位置図

令和2年度大崎地域農業農村活性化推進会議を開催しました

当部では「大崎地域農業農村活性化推進会議」を開催しています。この会議は、各ほ場整備地区における農地集積の推進状況や今後の方針について確認・情報の共有化を図ることで集積の目標達成を目指し、地域農業の発展につなげるために、関係市町、土地改良区、みやぎ農業振興公社、農業協同組合等の関係者の皆様を招き開催しています。



▲会議の様子

令和2年度は、第1回の会議を令和2年7月～8月に開催し、地区の現状・課題および活動の進捗状況を確認し、その後の活動計画について協議しました。

第2回は令和3年1月に開催し、特に重点的に集積推進等を検討する必要がある4地区について、地区の課題や今年度の集積実績見込み、来年度の作付計画について協議しました。

第3回は令和3年2月に開催し、同日に実施した今年度の農地集積にかかる実績確認検査の結果に基づき、来年度の課題の整理を行いました。

世界農業遺産「大崎耕土」を当部ホームページでPRしています

当部ホームページにおいて新たに世界農業遺産「大崎耕土」関連情報の掲載を始めました。

ページには世界農業遺産「大崎耕土」の概要や巧みな水管理施設の話を中心に掲載しています。今回の更新では加美町宮崎にある「蟬堰」について概要や掘堰にまつわる民話を「蟬堰 水物語」として紹介しています。今後、「南原穴堰」、「荒川堰」、「内川」についても順次掲載していく予定です。

是非、御覧ください。



▲世界農業遺産「大崎耕土」



▲蟬堰 水物語

アクセスはこちら

の概要紹介

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nh-sgsin-ns/giahs-zentai.html>

令和2年度大崎地域農地集積研修会を開催しました

令和3年1月28日木曜日、大崎合同庁舎にて令和2年度大崎地域農地集積研修会を開催しました。例年は130名程が参加されますが、今年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため定員を40名に限定し開催しました。

今年は講師に税理士の森岡丈晴氏をお招きし「軽減税率制度及びインボイス制度について」をテーマに開催しました。

〈軽減税率制度について〉

令和元年10月の食品等に関する軽減税率制度の導入に伴い、特に「特定農作業受委託」については、事務処理の煩雑化が懸念されるため、軽減税率制度の概要と実務面での影響について解説いただきました。

事務処理の煩雑化を回避するには、個人農家や法人の場合、特定農作業受委託から賃貸借に切り替えることが望ましいのですが、集落営農組織等の任意組織は賃貸借ができないため、今後は法人化も考える必要があります。賃貸借にあたっては、農地中間管理機構の活用も有効とのことでした。



▲研修会の様子

〈インボイス制度について〉

令和5年10月から開始されるインボイス制度の「インボイス（適格請求書）」とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。インボイスが発行できるのは、登録された消費税の課税業者に限られ、免税業者は発行できません。

消費税の納税にあたって控除をうけるには、インボイスの有無が適用要件となります。

農業においては、経営規模が比較的小さい場合、免税業者であることが多く、インボイス制度が導入されると、農産物の販売について課税業者に比べて不利となる可能性もあります。

また、農事組合法人ではこれまで従事分量配当制度にかかる消費税の還付を受けることが多かったのですが、今後はそのメリットが少なくなることが想定されます。

このように、インボイス制度の導入により、農業経営や地域の在り方について様々な課題の発生が想定されます。

なお、経過措置がとられるため、インボイス制度の完全な適用は令和11年からの予定です。

宮城県北部地方振興事務所農業農村整備部

〒989-6117 宮城県大崎市古川旭四丁目1番1号(宮城県大崎合同庁舎4階)

TEL 0229(91)0701(代)

FAX 0229(23)5014

ホームページ <<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nh-sgsin-ns/>>

編集:北部PRWG